

保育所の概況

令和7年4月1日現在

保育所名	北九州市立 若松コスモス保育所				施設長名	岩井 美絵	
所在地	〒808-0024 北九州市若松区浜町二丁目10番13号						
電話番号	093-761-5611	FAX番号	093-761-5611	認可年月	平成9年4月		
設置主体	北九州市			運営主体 (設置主体と異なる場合)			
建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他()				2階建()	階部分()	
建物延床面積	894.23m ²						
利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号定員					71人 (50人)	71人 (50人)	
3号定員	14人 (6人)	45人 (35人)					59人 (41人)
開所時間	7:30	~	17:50 (延長19:00)	保育短時間の受入時間帯	9:00	~	17:00
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)						
職員数	30人	内訳：施設長(1人) 保育士(26人) 調理員(委託業者2人) その他(1人)					

施設の目的 運営の方針 保育の方針	<p>【施設の目的及び運営の方針】 保育を必要とする子どもを日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とします。 保育の提供に当たっては、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。</p> <p>【保育の方針】 ○家庭との連携の下、子どもが健康で安全に情緒の安定した生活ができる環境を用意し、養護及び教育を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を図ります。 ○保育所の特性や保育士等の専門性を生かし、家庭や地域と連携しながら、子どもの育ちを支えます。</p>
1日の過ごし方	<p>※延長保育は19時までです ※保育短時間認定の方は 9時~17時までの利用です</p>

保育所名	北九州市立 若松コスモス保育所
------	-----------------

年間行事 予 定 ★感染症等の流行状況により中止や縮小など、変更の可能性があります。	4月 進級式 クラス懇談会	10月 運動会 文化祭・遠足・健康診断
	5月 親子遠足 健康診断	11月 おいもパーティー
	6月 保育参観&給食試食会 歯科検診	12月 生活発表会 クリスマス会
	7月 プール開き・七夕まつり ようこそ1年生	1月 郵便ごっこ
	8月 プール大会 おまつりごっこ	2月 豆まき・春待ちコンサート 若松図書館作品展
	9月 おひさまのいえ	3月 ひなまつり・卒園式・ お別れパーティー・修了式
		

各種保育 事 業 の 実施状況	『一時保育』 一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育をします。 ①緊急保育サービス…保護者の病気、出産などの場合(連続14日を限度) ②断続的保育サービス…保護者の短期の仕事など(週3日を限度) ③育児リフレッシュ保育サービス…育児に伴う心理的・肉体的負担の解消(週3日を限度) 『延長保育』 通常の保育時間を19:00まで延長して保育をしています。 『障害児保育』 障害児と健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。 『地域活動事業』 地域の未就園児さんを招いて、遊びの提供を行います。 地域の方や年長者の方々と一緒に公園の美化、五平太鼓、伝承遊びなどで交流しています。 (感染症等の流行状況により中止の場合があります。)
-----------------------	---

利用の開始及び終了に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子から利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-----------------	--

実費に係る利 用 者 負 担 金	<ul style="list-style-type: none"> ● 3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円) → 納付書によりお納めいただきます。 ※ 口座振替(要申込)もしくは納付書によりお納めいただきます。 月途中の退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合は還付を行います(日割り計算)。 ●日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 250円) → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。 ●個人帽子(1,100円)
------------------	---

その他の特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。 ●保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ●事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。 <p>【非常災害対策】</p> <p>非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】</p> <p>入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。</p>
----------	--